

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

三重大学大学院地域イノベーション学研究科

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び授業料に限られます。
- (2) 授業料には、講義及び実験・実習のほか、受講に伴い必須となる一部教材費用等も含まれますが、補助教材費、研究・教育に係る出張・調査費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、本学において加入を求めている学生保険等も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 当該教育訓練経費については、本学において、個別事情による申請により入学料及び授業料の全額免除もしくは半額免除となる制度があります。
このような希望がある場合には、最寄りのハローワークにおいて、当該制度を含めた事前相談を行った後、教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。
- (4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。